

平成 28 年 4 月 1 日
東京大学本部入試課
令和 6 年 7 月 1 日改定

東京大学第 2 次学力試験入学試験問題等の 2 次利用について

東京大学では、これまで本学の第 2 次学力試験入学試験問題及び出題の意図と解答（以下「第 2 次試験問題等」という。）の 2 次利用（更に複写し他者に配付したり、過去問題集を作成したり、インターネット上で掲載したりする場合等を含む。）については、事前に本学の承認を得ることとしていましたが、今後は、下記に則すことを条件として、事前の承認を得ることなく利用できるよう変更します。

なお、第 2 次試験問題等の利用条件は緩和しますが、著作権が本学に帰属することに変わりはありませんので、その利用に当たっては、本学の著作権上の権利を損ねることがないように十分注意してください。また、東京大学第 2 次試験問題等の複製その他の利用により発生する問合せ及び質問等について、本学は一切関与いたしません。

記

1 2 次利用した場合は、以下のフォームにより、一用途ごとに、本部入試課に成果物の公表から 1 か月以内に報告してください。なお、従来は成果物の添付を求めておりましたが、今後は、フォームにて成果物の内容を報告するのみとし、成果物の提出は原則として不要とします。

※ 2 次利用による成果物の再版等を行う場合は、利用報告書を再度提出する必要はありません。ただし、内容の改訂又は再編集等を行った場合は、この限りではありません。

2 第 2 次試験問題等の一部又は全部を 2 次利用する場合は、本学の第 2 次試験問題等からの引用であることを必ず明示してください。

また、原本どおり利用できない場合は、改変したことを必ず明示してください。本学では、本学ウェブサイトで試験問題の出題の意図及び解答を公表しておりますが、ここで示したものの以外の解答例・解説・配点等を掲載する場合は、本学が公表したものでないことを必ず明示してください。

なお、次の場合は、上記 1 に定める利用報告は不要です。

- (1) 受験予定者が自主学習のために使用する場合
- (2) 学校その他の教育機関（営利目的で設置されているものを除く。）の教職員が教育の一環として使用する場合

※ 第 2 次試験問題等の一部については、著作権の処理中であるとか、著作権の利用許諾が得られないために非公開とする場合があります。

また、本学では、試験問題としての性格上、出典を明示しない場合があります。

- 3 第2次試験問題等のうち、本学以外の第三者に著作権があるものを2次利用する場合は、利用者の責任において著作権者（著作権処理を受託している団体等がある場合はその団体等）に対し、適切に許諾手続等を行ってください。

[東京大学第2次学力試験入学試験問題等利用報告フォーム](#)